

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務課

1	議案番号 <b>議案第7号</b>																								
2	題名 浜田地区広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例																								
3	<p>目的・理由</p> <p>平成27年4月10日に介護保険施行令の一部改正があり、介護保険料低所得者保険料軽減措置が導入され、この財源については、国庫支出金が1/2、県支出金が1/4、市町村が1/4を負担することとされました。</p> <p>この1/4の関係市負担分の負担割合を求める根拠を定めるために所要の改正を行うものです。</p>																								
4	<p>概要</p> <p>1 軽減割の用語を追加する。(第2条関係)</p> <p>2 民生費の負担区分を追加する。(第3条関係)</p> <p>負担金の表に民生費を追加し、その負担割合は軽減割によることとするものです。</p> <p>参考 令和元年度軽減単価</p> <table border="1" data-bbox="453 1120 1430 1447"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準率</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>保険料年額</td> <td>41,880円</td> <td>58,632円</td> <td>62,820円</td> </tr> <tr> <td>軽減後の率</td> <td>0.375</td> <td>0.6</td> <td>0.725</td> </tr> <tr> <td>軽減後の額</td> <td>31,410円</td> <td>50,256円</td> <td>60,726円</td> </tr> <tr> <td><b>【軽減単価】</b></td> <td><b>10,470円</b></td> <td><b>8,376円</b></td> <td><b>2,094円</b></td> </tr> </tbody> </table>		第1段階	第2段階	第3段階	基準率	0.5	0.7	0.75	保険料年額	41,880円	58,632円	62,820円	軽減後の率	0.375	0.6	0.725	軽減後の額	31,410円	50,256円	60,726円	<b>【軽減単価】</b>	<b>10,470円</b>	<b>8,376円</b>	<b>2,094円</b>
	第1段階	第2段階	第3段階																						
基準率	0.5	0.7	0.75																						
保険料年額	41,880円	58,632円	62,820円																						
軽減後の率	0.375	0.6	0.725																						
軽減後の額	31,410円	50,256円	60,726円																						
<b>【軽減単価】</b>	<b>10,470円</b>	<b>8,376円</b>	<b>2,094円</b>																						
5	<p>施行期日等</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合負担金条例の規定は、令和元年度分以後の年度分の負担金について適用し、平成30年度分までの負担金については、なお従前の例による。</p>																								

浜田地区広域行政組合負担金条例新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現 行	改 正 後 (案)																								
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国調人口割 最近の国勢調査人口による割合をいう。 〔新設〕</p> <p>(2) 給 付 割 介護保険給付費の実績による割合をいう。</p> <p>(3) 高齢者人口割 最近の国勢調査人口による高齢者人口の割合をいう。</p> <p>(4) 総 人 口 割 3月末現在の住民基本台帳人口による割合をいう。</p> <p>(5) 収 集 人 口 割 関係市が定める収集計画に基づく人口による割合をいう。</p> <p>(6) 投 入 割 当該事務に係る施設利用の実績による割合をいう。</p> <p>第3条 負担金は、次の表により関係市が負担するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">負担割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画費</td> <td>広域連携事業計画に関する事業に要する経費</td> <td>均 等 割 30 国調人口割 70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	負担割合 (%)	(略)			企画費	広域連携事業計画に関する事業に要する経費	均 等 割 30 国調人口割 70	_____	_____	_____	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国 調 人 口 割 最近の国勢調査人口による割合をいう。</p> <p>(2) <u>軽 減 割</u> 4月1日現在の介護保険料所得段階別被保険者のうち軽減対象者数に軽減単価を乗じた額の割合をいう。</p> <p>(3) 給 付 割 介護保険給付費の実績による割合をいう。</p> <p>(4) 高齢者人口割 最近の国勢調査人口による高齢者人口の割合をいう。</p> <p>(5) 総 人 口 割 3月末現在の住民基本台帳人口による割合をいう。</p> <p>(6) 収 集 人 口 割 関係市が定める収集計画に基づく人口による割合をいう。</p> <p>(7) 投 入 割 当該事務に係る施設利用の実績による割合をいう。</p> <p>第3条 次の表により関係市が負担するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">負担割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画費</td> <td>広域連携事業計画に関する事業に要する経費</td> <td>均 等 割 30 国調人口割 70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">民生費</td> <td><u>介護保険料低所得者保険料軽減負担金</u></td> <td><u>軽 減 割 100</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	負担割合 (%)	(略)			企画費	広域連携事業計画に関する事業に要する経費	均 等 割 30 国調人口割 70	民生費	<u>介護保険料低所得者保険料軽減負担金</u>	<u>軽 減 割 100</u>
区 分	内 容	負担割合 (%)																							
(略)																									
企画費	広域連携事業計画に関する事業に要する経費	均 等 割 30 国調人口割 70																							
_____	_____	_____																							
区 分	内 容	負担割合 (%)																							
(略)																									
企画費	広域連携事業計画に関する事業に要する経費	均 等 割 30 国調人口割 70																							
民生費	<u>介護保険料低所得者保険料軽減負担金</u>	<u>軽 減 割 100</u>																							

介護 保険 事業	管理費	介護保険事業に要する経費（保険給付費及び地域支援事業に要する経費を除く。）	均 等 割 30 高齢者人口 70
	給付費	保険給付費及び地域支援事業費に要する経費	給 付 割 100
(略)			

第4条 (略)

附 則 (略)

介護 保険 事業	管理費	介護保険事業に要する経費（保険給付費及び地域支援事業に要する経費を除く。）	均 等 割 30 高齢者人口 70
	給付費	保険給付費及び地域支援事業費に要する経費	給 付 割 100
(略)			

第4条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合負担金条例の規定は、令和元年度分以後の年度分の負担金について適用し、平成30年度分までの負担金については、なお従前の例による。

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務課

1	議案番号	議案第8号
2	題名	浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い、可燃ごみ処理手数料へ消費税引上げ分を適切に転嫁するため、可燃ごみ処理施設条例の一部を改正するものです。
4	概要	<p>処理手数料の改正（第6条関係）</p> <p>事業系直接搬入可燃ごみの手数料は10kg当たり「100円」を「101円」とする。</p> <p><math>(100 \text{円} \div 1.08 \times 1.10 = 101.85 \text{円} \rightarrow 101 \text{円})</math></p> <p>（なお、家庭系直接搬入可燃ごみの手数料は、増加分が1円に満たないため据え置きとする。）</p> <p><math>(50 \text{円} \div 1.08 \times 1.10 = 50.92 \text{円} \rightarrow 50 \text{円})</math></p>
5	施行期日等	<p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例第6条の規定は、施行日以後の可燃ごみの搬入に係る手数料について適用し、施行日前の可燃ごみの搬入に係る手数料については、なお従前の例による。</p>

浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現 行	改 正 後 (案)
<p>第1条から第5条 (略)                      (処理手数料)                      第6条第1項及び第1号 (略)                      (2) 事業所系直接搬入可燃ごみ 10 kg (搬入量が 10 kgに満たないときは、10 kgとする。) 当たり <u>100 円</u>                      第6条第2項から第10条 (略)                      附 則 (略)</p>	<p>第1条から第5条 (略)                      (処理手数料)                      第6条第1項及び第1号 (略)                      (2) 事業所系直接搬入可燃ごみ 10 kg (搬入量が 10 kgに満たないときは、10 kgとする。) 当たり <u>101 円</u>                      第6条第2項から第10条 (略)                      附 則 (略)                      附 則  <u>(施行期日)</u>                      1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  <u>(経過措置)</u>                      2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例第6条の規定は、<u>施行日以後の可燃ごみの搬入に係る手数料について適用し、施行日以前の可燃ごみの搬入に係る手数料については、なお従前の例による。</u></p>

# 提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	議案第9号
2	題名	浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	<p>現在、介護給付費準備基金は介護給付費にのみ充てることができることになっていますが、平成30年度に保険者機能強化推進交付金が発足したことに伴い当該交付金を第1号被保険者保険料に充当することにより地域支援事業の介護予防事業等を拡充することができることとされました。</p> <p>余剰が生じた第1号被保険者の保険料を基金に積み立てた場合、翌年度以降取り崩して地域支援事業に活用できるよう所要の改正を行うものです。</p>
4	概要	<p>1 設置目的の追加（第1条関係）</p> <p>基金設置の目的に、介護保険事業の保険給付費のほか、地域支援事業の実施に係る経費に充てることを追加する。</p> <p>2 処分の対象となる事業の追加（第6条関係）</p> <p>基金の処分について、介護保険事業の保険給付費のほか、地域支援事業の実施に係る経費に充てる場合、これを処分することができることを追加する。</p>
5	施行期日等	公布の日

浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金条例（抄） 新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現 行	改正後（案）
<p>浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金条例</p> <p>（設置の目的）</p> <p>第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、浜田地区広域行政組合介護保険事業の保険給付費_____に充てるため、浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、介護保険事業の保険給付費_____に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>第7条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金条例</p> <p>（設置の目的）</p> <p>第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、浜田地区広域行政組合介護保険事業の保険給付費<u>及び地域支援事業の実施に係る経費</u>に充てるため、浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、介護保険事業の保険給付費<u>及び地域支援事業の実施に係る経費</u>に充てる場合_____、これを処分することができる。</p> <p>第7条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務課

1	議案番号	議案第10号
2	題名	元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
3	目的・理由	今年5月1日に施行された元号を改める政令（平成31年政令第143号）により、元号の表示の改正が必要となる条例について一括して所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正内容</p> <p>「令和」を用いて表示されるべき年又は年度に「平成」が用いられている箇所を、「令和」の表示に改正する。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田地区広域行政組合介護保険条例</p> <p>(2) 浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>(3) 浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p>
5	施行期日等	この条例は、公布の日から施行する。